

「介護サービス計画の作成」について



☆介護保険のサービスは、**介護サービス計画に基づき提供**されます。計画には「居宅サービス計画」と「施設サービス計画」があります。

☆介護サービス計画は自分で作ることもできますが、居宅介護支援事業所と契約を結び、**介護支援専門員（ケアマネジャー）**といっしょに作るのが一般的です。

☆介護サービス計画とは、**利用するサービスの種類や内容、1週間のサービスの組み合わせ**や**利用者負担額**などが掲載された一人一人のための計画です。

☆介護サービス計画には、介護保険のサービスの他、市の保健・医療・福祉サービスやボランティアによるサービスを盛り込むことができます。なお、要介護度に応じて使える金額を超えるサービスを盛り込むこともできますが、その分は全額利用者の負担となります。

サービス計画の例

下記は要介護状態1の人が受けられるサービスの組み合わせの1例です。
(このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。)

【通所型の場合】…通所サービスに重点を置いた組み合わせ

	月	火	水	木	金	土	日
午前		通所介護 又は 通所リハビリテーション			通所介護 又は 通所リハビリテーション		
	訪問介護		訪問介護	訪問看護		訪問介護	
午後							

【訪問型の場合】…訪問サービスに重点を置いた組み合わせ

	月	火	水	木	金	土	日
午前				通所介護 又は 通所リハビリテーション	訪問看護		
	訪問介護	訪問介護	訪問介護			訪問介護	訪問介護
午後							